様式第23号（第97条関係）（裏面）

備考

1　□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（ＯＣＩＲ）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

2　記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。

3　記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明りょうに記入すること。

なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。

4　「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。

5　「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。

6　派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。

7　「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。

8　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第二十五号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第三項の規定に基づき、労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十年労働省告示第八十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年一月二十五日　厚生労働大臣　長妻　昭

題名中「第四十四条第三項」を「第四十四条第二項」に改める。

表腹囲の検査の項の次に次のように加える。

胸部エックス線検査	四十歳未満の者（二十歳、二十五歳、三十歳及び三十五歳の者を除く。）で、次のいずれにも該当しないもの 一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十二条第一項第一号に掲げる者 二　じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第八条第一項第一号又は第三号に掲げる者

○厚生労働省告示第二十六号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき、労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年一月二十五日　厚生労働大臣　長妻　昭

表かくたん検査の項の上欄中「かくたん検査」を「喀痰（かくたん）検査」に改め、同項の下欄に次の一号を加える。

三　胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者

労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

項　目	省略することのできる者
身長の検査	二十歳以上の者
腹囲の検査	一　四十歳未満の者（三十五歳の者を除く。） 二　妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していると診断されたもの 三　ＢＭＩ（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が二十未満である者 $BMI = \frac{体重\ (kg)}{身長\ (m)^2}$ 四　自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（ＢＭＩが二十二未満である者に限る。）
喀痰（かくたん）検査	一　胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二　胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	四十歳未満の者（三十五歳の者を除く。）

○厚生労働省告示第二百十七号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき、平成元年労働省告示第四十六号（労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年一月二十五日　厚生労働大臣　長妻　昭

次の題名を付する。

労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

○農林水産省告示第二百十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十二年一月二十五日　農林水産大臣　赤松　広隆

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Acer L.	恋化粧（こいげしょう）	大村数也　熊本県阿蘇郡西原村小森3590―8、後藤秀臣　福岡県久留米市草野町吉木1253、坂田康雄　福岡県久留米市田主丸町益生田1655―1	第24278号 平成21年11月9日
Actinidia Lindl.	東京（とうきょう）ゴールド	財団法人東京都農林水産振興財団　東京都立川市富士見町3丁目8番1号、中村利行　東京都小平市大沼町1丁目37番地	第24322号 平成21年11月17日